

動産総合保険のお手続きについて

リース物件に損害が発生したときは、以下の手順に沿ってお早目にお手続きくださいますようお願い申し上げます。

見本を参考に「保険事故報告書」をご記入の上、必要書類を弊社担当へお渡しください。

（書面には押印不要であるため、「保険事故報告書」の記入項目(とくに賃借人欄)は記入漏れのないようご注意ください)

担当者をご不明な場合は、弊社までご連絡をお願いいたします。

お客様センター：0120-010-541

お手続きの流れ

1 お客様にて必要書類をご準備ください。
必要書類はつぎの通りです。

共通：①「保険事故報告書」
②修理見積書または修理不能証明書
③物件の写真（物件全体および破損・損害箇所が確認できる写真）

<盗難事故の場合>「保険事故報告書」に警察署への盗難届の届出先警察名、受理番号、
届出人氏名、届出日の記入が必要となります。

2 保険会社へ申請
査定結果連絡

手続きの書類が到着後、保険会社の査定に約1ヶ月程度お時間がかかります。
保険会社より結果連絡が入り次第ご連絡させていただきます。

3 <修理の場合> 保険金は修理費用に補填します。

<全損（修理不能）の場合> 保険金は解約時の規定損害金に充当し、解約（契約満了）となります。

〔重要〕 保険期間中の保険金額限度額は経過期間ごとに逡減いたします。
差額が発生した場合はお客様にご負担いただくこととなります。